

平成16年 3月 1日

報道機関 各位

広島大学総務部大学情報室長
西田良一

職員の懲戒処分について

本学職員に対し、別紙のとおり懲戒処分が行われましたので、お知らせいたします。

【お問い合わせ先】

広島大学総務部大学情報室長
西田良一

TEL: (082) 424-6013
(ダイヤルイン)

[発信枚数: A4版 2枚(本票含む)]

[職員の懲戒処分について](#)

平成16年3月1日

報道機関各位

広島大学

職員の懲戒処分について

本学職員に対し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

このような国家公務員の信用を著しく損ねる不祥事を引き起こしたことについては、誠に遺憾であり、皆様にお詫び申し上げます。今後、二度とこのようなことがないよう、服務規律を徹底するとともに、牽制体制を強化し、再発防止に努める所存です。

記

1 処分年月日 : 平成16年3月1日

2 処分内容

- (1)被処分者 : 文部科学事務官・専門職員 (50歳・男性)
- (2)処分の内容 : 懲戒処分 停職12か月
なお、同人は、辞職願を提出しており、同日付けで受理した。
- (3)処分根拠法令 : 国家公務員法第82条第1項第1号及び第3号

(4)処分対象事案の概要

被処分者(以下「同人」という。)は、本学歯学部係長の勤務していた平成12年当時、保管庫に保管してあった不用歯科材料である金銀パラジウム合金(歯のかぶせ物等を鑄造する材料で、熔解した残りは再利用されるが、反復熔解のため品質が劣化し、使用不能となったもの)を売り払った代金(約226万円)について、正規の会計手続きを行わず、同年9月、所属係(同人名義)の銀行口座に振り込ませ、その後、私的意図で同年9月から翌年5月まで数回にわたり全学引き出した。

なお、同人は、平成15年8月の定期人事異動で配置換えになったことに伴い、不正発覚前には、引き出した全学を銀行口座に入金し、後任者へ引継ぎを行っている。

3 その他

本件に関し、該当職員のほか当時の上司である課長補佐を「戒告」、課長を「訓告」とした。